

社援発 0703 第 11 号
令和 8 年 7 月 3 日

都 道 府 県 知 事
各 市 区 町 村 長 殿
地方厚生（支）局長

厚生労働省社会・援護局長
（ 公 印 省 略 ）

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の一部改正について

標記については、令和 6 年 7 月 3 日付け社援発 0703 第 1 号「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」により取り扱っているところであるが、今般、下記のとおり改正したので、御了知願いたい。

記

1 改正内容

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和 6 年 7 月 3 日付け社援発 0703 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）を別紙のように改正する。

2 適用

この通知は、令和 8 年度に行われる社会福祉士試験及び介護福祉士試験から適用する。